

添付法令資料 4 :

石油及び天然ガスの上流事業活動のための運営品の輸入に関する 2018 年 3 月 2 日付
インドネシア共和国エネルギー鉱物資源大臣規程 No.17 (目次)

同月 9 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 運営品の輸入計画 (第 3 条ないし第 10 条)
- 第 3 章 運営品の輸入の実施 (第 11 条ないし第 13 条)
- 第 4 章 賃借した運営品の使用、運送及び移転 (第 14 条ないし第 16 条)
- 第 5 章 運営品の修理 (第 17 条)
- 第 6 章 指導及び監督 (第 18 条及び第 19 条)
- 第 7 章 行政制裁 (第 20 条及び第 21 条)
- 第 8 章 雑則 (第 22 条及び第 23 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 24 条)
- 第 10 章 終則 (第 25 条)